

## 勝浦市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会議記録

1. 日 時 令和7年2月5日(水)午後1時30分から午後4時00分まで
2. 場 所 勝浦市役所2階201会議室
3. 出席委員  
佐藤委員(会長)、本城委員、石川委員、長島委員、高梨委員、久我委員
- 事務局  
渡邊市民課長、大野税務課長、田中課長補佐健康管理係事務取扱、高梨事務  
長、山口課税係長、吉野国保年金係長
4. 会議次第
  1. 開会
  2. 市長あいさつ
  3. 審議事項
    - (1) 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
    - (2) 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(案)について
    - (3) 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)予算(案)について
  4. 閉会
5. 審議事項
  - (1) 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

### 【事務局】

今回の改正の内容は、税率の引き上げと賦課方式の変更です。

税率について、基礎課税分の所得割を7.2%、均等割を24,000円に改正します。平等割は変更ありません。現行税率等と比較しますと、所得割が0.3ポイント増、均等割が1,800円の増となります。

後期高齢者支援金分については、所得割は2.6%、均等割を15,600円とし、平等割は廃止します。現行税率と比較しますと、所得割が0.1ポイント増、均等割7,700円の増、平等割は8,000円の減となります。

介護分については、所得割を2.3%、均等割16,200円、平等割は廃止します。現行税率と比較しますと、所得割が0.4ポイントの増、均等割が9,200円の増、平等割は4,900円の減となります。

なお、今回の改正で均等割が引き上げられることに伴い、軽減額も引き上がる形になります。

改正条例は令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の国民健康保険税から適用することになります。

## 【事務局】

保険税率の見直しに至る経緯と理由についてご説明させていただきます。

国民健康保険は、平成 30 年度の国保制度改革に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付することで、保険給付に必要な費用は、全額都道府県から交付金として支給される制度となりました。

保険税率については、市町村の被保険者数、所得、年齢構成、医療費などの状況を勘案して国から示される係数のもとに県が算出した保険税率を参考に、市町村が決定をしていくこととなります。

税率の見直しについては、3 点の理由から検討してまいりました。

1 点目は、本市の国民健康保険の財政状況についてです。

被保険者数は年々減少しているものの、保険給付費は、医療の高度化、被保険者の高齢化により、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間で、約 1 億円増加しており、保険給付費等を反映して県から算出される事業費納付金も、同じ年の 4 年間で、約 2,800 万円増加しております。

県から示されている市に対する保険料である事業費納付金は、令和 5 年度は 5 億 9,659 万 5,000 円でしたが、これに充当する本市の国保税現年分の収入済額は、3 億 9,177 万 5,000 円でした。

令和 5 年度では、約 2 億円の不足ということになります。

令和 6 年度は、事業費納付金は 5 億 8,614 万 5,000 円で、これに充当する 6 年度の国保税の現年分の調定額は 4 億 200 万円と見込んでおりますので、6 年度については約 1 億 8,400 万円の不足ということになります。

このように被保険者に負担いただく保険税と、市から県に支払う保険料額に大きな差が生じております。

この乖離幅を縮小しなければ、ますます財政が厳しくなることから、見直しについて検討したところです。

2 点目の理由ですが、国では現在、都道府県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう、統一に向けた取り組みの加速を促しております。今年度からは、大阪府と奈良県が統一となりました。

千葉県も、将来的な保険料水準の統一に向けて、令和 7 年度から事業費納付金の配分に当たっての医療費水準の反映を段階的に減らして算定する、という方針が示されています。

本市は医療費は高い方ですので、医療費水準が反映されなくなることにより、県に支払う事業費納付金などの支出額は増加していくものと見込まれ、県下で統一される保険料率と本市の税率の乖離もさらに大きくなると考えられます。そうすると将来の被保険者の負担が急激に増す、ということも考えられるので、それを避けるためにも、見直しを進めていこうと考えました。

3点目の理由です。

令和5年度決算においては、被保険者数の減少による国民健康保険税の減少と、保険給付費の伸びによる事業費納付金の増加から、歳入歳出不足額に対して財政調整基金から4,851万4,000円を繰り入れました。

繰り入れた結果の決算で、2,580万円の繰り越しとなりましたので、結果的には2,300万円を繰り入れたことになりました。

令和6年度の決算見込みでは、6,300万円程度の不足を生じるものと見込んでおり、これを全額財政調整基金から繰り入れる予定です。

本市の国民健康保険は、国民健康保険特別会計の財政調整基金からの繰り入れで財政運営を継続している状況です。

国保の財政調整基金の令和5年度末の残高は1億7,984万8,000円でした。令和6年度は6,300万円程度を取り崩す見込みですので、年度末残高は1億2,400万円程度になると見込んでいます。

現行税率のままであれば、令和7年度以降も、歳入歳出不足が生じ、不足額は増加していくものと見込んでいます。

このままの運営では、令和8年度末残高3,800万円程度、令和9年度は歳入歳出不足額が5,900万円と見込んでいることから、不足額が財政調整基金から繰り入れる額を上回るということになってしまうという非常に厳しい状況になると見込んでいます。

国民健康保険特別会計においては、必要な支出を、保険税や国・県市の公費等で賄うことにより、単年度収支が均衡していることが原則であります。

そのような理由もあり、財政運営のためにも見直しを検討していたところで

す。今後も、被保険者の健康保持増進に努め、特定健康診査や特定保健指導の受診率の向上を目指した政策の展開と保健事業に取り組むことで、医療費の抑制に繋がる被保険者の健康作りを積極的に実施して、国保や高齢者の保険料負担の軽減には繋げて参る所存ですが、同時に保険税率の見直しにより必要な財源を確保しなければならないという、この厳しい状況があることから、7年度の税率見直しをご提案させていただいたところです。

#### 【事務局】

直近5年間の税率を表にしておりますが、令和3年度に医療分の税率を引き下げた後は、税率の改正は行われておりません。

今回の税率の引き上げに当たっては、千葉県が公表している事業費納付金を納めるために必要となる保険料率を参考とすることが適切であると考え、令和7

年度標準保険料率の仮係数が示されておりますので、それを参考に算定をしました。

現在本市は医療分、後期高齢者支援金分、介護分の全てで所得割、均等割、平等割を課す3方式を採用していますが、国が都道府県内の保険料率を、遅くとも令和18年度までに統一することを示しております。

千葉県においては統一の際、賦課方式について所得割・均等割の2方式となることが見込まれております。

今回の改正にあたっては、県内市町村の大多数が現時点で採用している賦課方式を参考とし、後期高齢者支援金分と介護分を、現行の3方式から2方式に変更したいと考えています。医療分については引き続き検討していきたいと考えております。

税率を変更することによる効果ですが、改正案の通りに税率を見直した場合と、見直さない場合と比較しますと、令和7年度において、保険税の調定額について約2,900万円の増となります。

なお被保険者1人当たりの調定額を申し上げますと、医療分で約2,900円の増、後期高齢者支援金分で約2,200円の増、介護分では約5,700円の増であります。

改正案の7年度の国保税の現年分は、税率の見直しにより、約4億1,300万円となりました。令和7年度の予算編成を行うにあたり、必要とする一般財源を約4億4,000万円と推計しましたので、この税率の見直しにより、保険税で4億円を確保できる見込みとなりました。

税率の見直しを行っても、被保険者の減少に伴い、年々、保険税収入は減少していくものと見込んでおります。

一方、1人当たりの医療費は増加していくと見ております。

現行税率のままの場合、歳入歳出不足額は、令和7年度では約2,800万円、令和8年度では約4,900万円、令和9年度では約5,900万円となると見込んでおります。この不足分は財政調整基金からの繰入に頼るしかありませんが、財政調整基金残高見込みの年度末残高をご覧いただくとわかるように、令和9年度には不足額の5,900万円を補えるだけの残高がありません。

今回の保険税率の見直しによって、令和9年度末でも財政調整基金残高は6,000万円ほどになるのではと見込んでおります。

国保の県単位の統一後の税率は現状より上がると見ております。

ここで税率の見直しを図って、県から示される保険料率と本市の税率の乖離を縮小し、2年、3年先の被保険者への税負担が急激に増加しないようにすること、それから財政調整基金の残高を維持することで今後の国保財政運営の安定化を図っていきたいと思っております。

令和7年度には厚生労働省から発表されております高額療養費制度の上限額の引き上げ、令和8年度には、改正子育て支援法に基づく子育て支援納付金の徴収も始まります。

社会全体ではあらゆる物価の上昇もあり、被保険者の皆さんには大変厳しい情勢であることは十分承知はしておりますが、近い将来の被保険者の方の保険税負担が急激に増えてしまうことを回避したいと考え、7年度の税率の見直しをご提案させていただきました。

【会長】

事務局の説明が終わりました。これより質疑をお受けします。

【事務局】

欠席された委員さんから質問ご意見がありました。  
近隣の市町の状況はどうかということです。

【事務局】

税率改正の実施状況ですが、大多喜町が令和5年度令和6年度と税率を改正しており、所得割で他の市町と比べて高い状況にあります。  
御宿町については、勝浦市と同じように賦課方式が医療分、後期高齢者支援金分、介護分は全て平等割も含めた3方式になっています。  
近年核家族化等でだんだん世帯という概念が変わってきたことと、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療保険料については、所得割と均等割のみで平等割がありませんので、国保についても平等割をなくしていく動きがあると把握しております。

【事務局】

千葉県内の54市町村で、令和6年度に税率の見直しを行った団体について、19の市と町が引き上げを行っています。  
また令和7年度について、1月27日現在の情報なんですけれども、千葉県内の37の市のうち、勝浦市を含めて16の市が引き上げを予定しているという情報があります。

【委員】

現行税率のままでいくと財調が枯渇する、その前に手を打つということで今回税率改正する、ということですね。

【委員】

国保の税率改正は通常 6 月議会にあげていたと思うんですが、今回 3 月議会でやる理由は。

【事務局】

本算定は 7 月ですけれども、税率を上げるので、市民に周知してご理解をいただきたいと思ったのが理由です。

【委員】

今回この協議会から市長に答申して、3 月議会においてこの税条例と当初予算、これが可決された段階で市民へのお知らせをするということですね。

## (2) 令和 7 年度勝浦市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（案）について

【会長】

令和 7 年度勝浦市国民健康保険特別会計事業勘定予算案について説明が終わりました。

質疑なしですので、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。挙手全員であります。よって本案は原案の通り決しました。

## (3) 令和 7 年度勝浦市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）予算（案）について

【会長】

令和 7 年度勝浦市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）予算案について説明が終わりました。これより質疑をお受けします。

【委員】

公債費 270 万、診療所の建物の分はもう終わりですか。

【事務局】

今の建物の分が、令和 7 年度で終わります。

【会長】

これをもちまして質疑を終結します。

ただいま議題となっております、令和 7 年度勝浦市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定予算案について、本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本案は原案とおり決しました。